

2025年度「埼玉発世界行き」冠奨学金 未来へつなぐ地域とJAさいたま奨学金募集要項

この奨学金は、[さいたま農業協同組合](#)の御支援により設置されたものです。

1 趣 旨

さいたま農業協同組合（以下「JAさいたま」という。）管内の未来へはばたく若者を応援することを目的に、1か月以上^{※1}の留学等の海外体験活動^{※2}をする者に奨学金を支給します。

※1 期間は、民法の定めに基づき計算します。（渡航及び帰国にかかる期間や移動日は含みません。）

※2 海外体験活動とは、海外の教育機関での留学に限らず、海外でのインターンシップやボランティアプログラム等の多様な活動をいいます。

2 募集人員・選考方法

2名以内（書類・面接選考）

3 奨学金の給付額

50万円

4 応募資格

応募することができるのは、以下の要件の全てを満たす者です。

- (1) 日本国籍を有する者又は日本での永住を許可されている者
- (2) 2025年4月1日現在、1年以上継続してJAさいたま管内（さいたま市（岩槻区を除く）、川口市、鴻巣市（旧川里町を除く）、上尾市、草加市（青柳町、柿木町を除く）、蕨市、戸田市、桶川市、北本市、伊奈町）に住所を有する者、若しくは保護者等（成年年齢に達するまで民法上の親権者であった者）が1年以上継続してJAさいたま管内に住所を有する者
- (3) 2025年4月1日現在、高等学校、大学、大学院、短期大学（以下「高校・大学等」という。）に在籍している者。
ただし、JAさいたま管内に在住し、日本の高校・大学等を2025年3月に卒業した者で、海外の大学等に進学する予定の者も対象とする。
- (4) 2025年4月1日現在、15歳以上39歳以下の者
- (5) 2025年4月1日～2026年3月31日の間に、1か月以上の海外体験活動を開始する者
- (6) 高校生の場合、在籍校の校長から留学許可書を交付されている者（予定を含む）
- (7) 高校生の場合、2025年7月25日（金）開催の事前研修に参加できる者。なお、既に出国しているなど特段の事情があって事前研修に参加できない場合は、別途指示する課題等を期限内に提出すること。

- (8) 卒業又は帰国後、県内企業に就職するなど県内で活躍する意思のある者
- (9) 本奨学金の支援者であるJAさいたまに対する、挨拶及び成果報告、帰国後のフォローアップ調査への回答など「奨学生の責務」(募集要項(全コース共通)の8参照)を全うする意思のある者

5 応募制限

次のいずれかに該当する者の応募は認められません。

- (1) 官公庁又は企業等の派遣による者
- (2) 埼玉県姉妹友好州省スカラシップ生である期間と本奨学生として留学する期間が重複する者
- (3) 過去に「埼玉発世界行き」奨学金(短期大学以上の者は、高校生留学コースを除く)の給付を受けた留学を終了(学位を取得又は退学)した者、又は冠奨学金による奨学金を受けた者

6 応募書類(小論文)

募集要項(全コース共通)4(5)で示した小論文は次のとおり作成すること。

<テーマ> 「日本の食料自給率が低いことで起こる問題点を挙げたうえで、その解決策について述べよ」

<文字数> 400字以上500字程度(文末に字数を記載すること)